

## 平成30年度 第2回 船橋市行財政改革推進会議

日時：平成30年8月27日（月）

午後1時30分～午後3時30分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

### 次 第

#### 1. 議 題

- (1) 将来財政推計について
- (2) 学校規模の適正化と現状について
- (3) 会計年度任用職員制度について

#### 2. その他

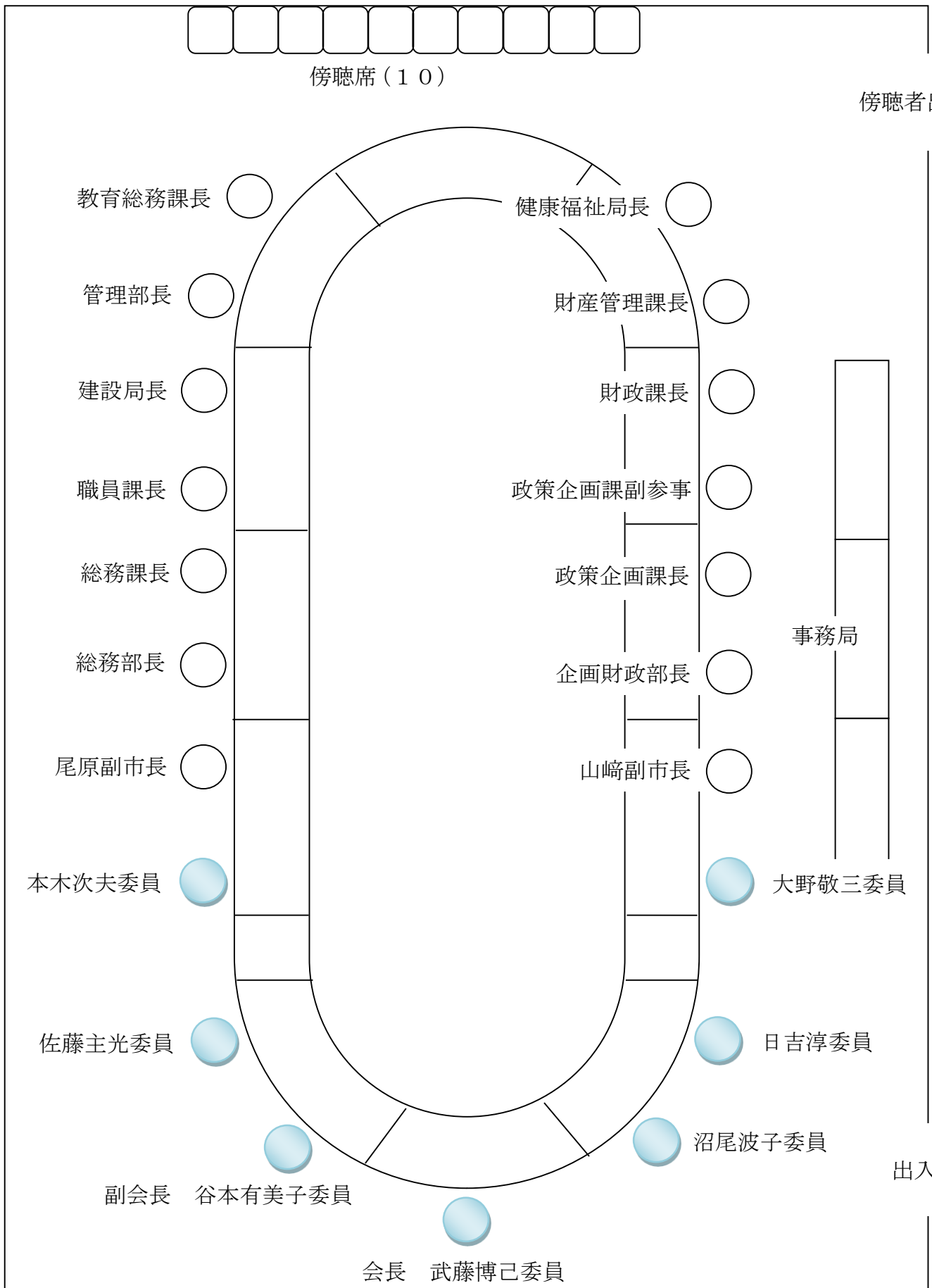
(配布資料)

- 【資料1】 平成30年度第1回船橋市行財政改革推進会議意見要旨
- 【資料2】 将来財政推計について
- 【資料3】 学校規模の適正化と現状について
- 【資料4】 会計年度任用職員制度について

平成30年度 第2回 船橋市行財政改革推進会議 席次表

平成30年8月27日(月) 13:30~

市役所本庁舎9階 第1会議室



## 平成 30 年度第 1 回船橋市行財政改革推進会議 意見要旨

### 議題 1. 財政状況（決算）について

- 財源調整基金から予算に繰り入れる際のルールがあってもいいのではないか。
- 船橋市は臨時・非常勤職員が多いため、会計年度任用職員制度の影響は大きい。働き方改革という観点も含めて、業務の整理や民間委託、ICT化等の検討を進めるべきである。
- 将来財政推計について、昨年度と同じ試算方法の他に、今後予定されている大規模事業のうち既に着手しているもの以外当面凍結した場合どうなるか、異なる前提条件で試算してほしい。

### 議題 2. 公共施設等総合管理計画について

- 65 年後に同規模で建て替えるという前提を見直す必要があるのではないか。
- 高齢化や人口減少による施設余剰の地域差を考慮し、施設の統廃合・再配置を進めてはどうか。
- 学校を中心とした再配置は一つのアイデアである。ただし、人がいなくなる地域で施設の再配置を行うのではなく、人が残る地域で学校を有効活用した再配置を行うべきである。
- 再配置検討対象施設を施設面と利用者数の面からのアプローチだけで選定しているように思われる。学校はコミュニティの核なので、その施設が「地域にとってどのような空間・機能なのか」という視点も選定条件に加えてほしい。
- 公共施設の再配置は具体化するほど反対意見が強くなり、計画の進行に時間がかかる。今のペースは遅いと思う。
- 箱物と同様に、道路や橋梁等の土木施設についても検討してほしい。
- 異なる施設でも機能面から見ると重複しているものもある。施設を機能に分化して、施設が果たしている機能で議論すべきである。
- 民間の空いた施設を積極的に活用することで、手持ちの公共施設を減らすことができる。公有財産は価値の高いものが多いため、資産活用や不動産の有効活用も検討すべきである。
- 学校の空き教室を利用するのであれば、学校の空き教室の状況について定量的な把握も必要。
- 公共施設の再編を検討する上で、学校の統廃合は重要な部分である。早急に学校の個別施設計画を作るべきである。

## 議題 3. 指定管理者制度の導入検討について

- 複合施設については指定管理者制度を導入することで、縦割りになっている運営を一体的に行えるなど高い効果が期待できるため、優先的に検討を進めてほしい。
- 単一施設で導入を検討するのではなく複数の施設をまとめて検討してほしい。小規模な施設でも、複数の施設をまとめて指定管理することで効果が出ることもある。
- 建て替え時等については、設計の段階から民間事業者の意見を取り入れ、施設の効率的な運営につなげてもらいたい。
- 民間ノウハウを活用するため、余剰地や空室の活用等不動産活用についても検討してほしい。
- 指定管理者に対し単に公園の維持管理を行わせるだけでなく、公園を使ったイベントの企画等ハードの利活用の方法も検討してほしい。
- 指定管理者制度、公共施設等総合管理計画及び業務改革は三位一体で検討する必要がある。
- 担当課が業務・組織の整理をする際には、どの程度の業務軽減・人件費の節約になるかを明らかにするために、どの業務を指定管理者に行わせるか検討すべきだ。
- 都市公園については、他自治体でも優先して導入している施設なので早急に導入に向けて取り組んでほしい。また都市公園は複数の施設におけるバンドリングも検討してほしい。
- 検討に必要以上に時間をかけないためにも、いつまでに導入の方向性を決めるかという期限を設ける必要があるのではないか。
- 船橋市の場合は、指定管理者制度を導入しても人員面や経済面で大きな効果があるとは思えない。しかし、市と指定管理者との間で役割分担・仕事分担がなされ責任範囲が明確化されるといった隠れたメリットもある。
- 導入検討スケジュールが全体的に遅く感じる。できるだけ急いで検討し、結論を出してほしい。
- 従来の業務委託の延長として考えるのではなく、民間の力を柔軟に使えるような協定を締結してほしい。
- サウンディング調査を行い、事業者が請け負える業務範囲やアイデアを聴取する必要がある。
- 大きな事業を小さな地元企業のみで引き受けるのは困難。地元企業、NPO 等を含めたジョイントベンチャーや共同企業体で請け負うことは可能なので、民間事業者のつながりを作ってもらうために、今のうちに市から投げかけをすることができると思う。



平成30年度第2回  
船橋市行財政改革推進会議

将来財政推計について

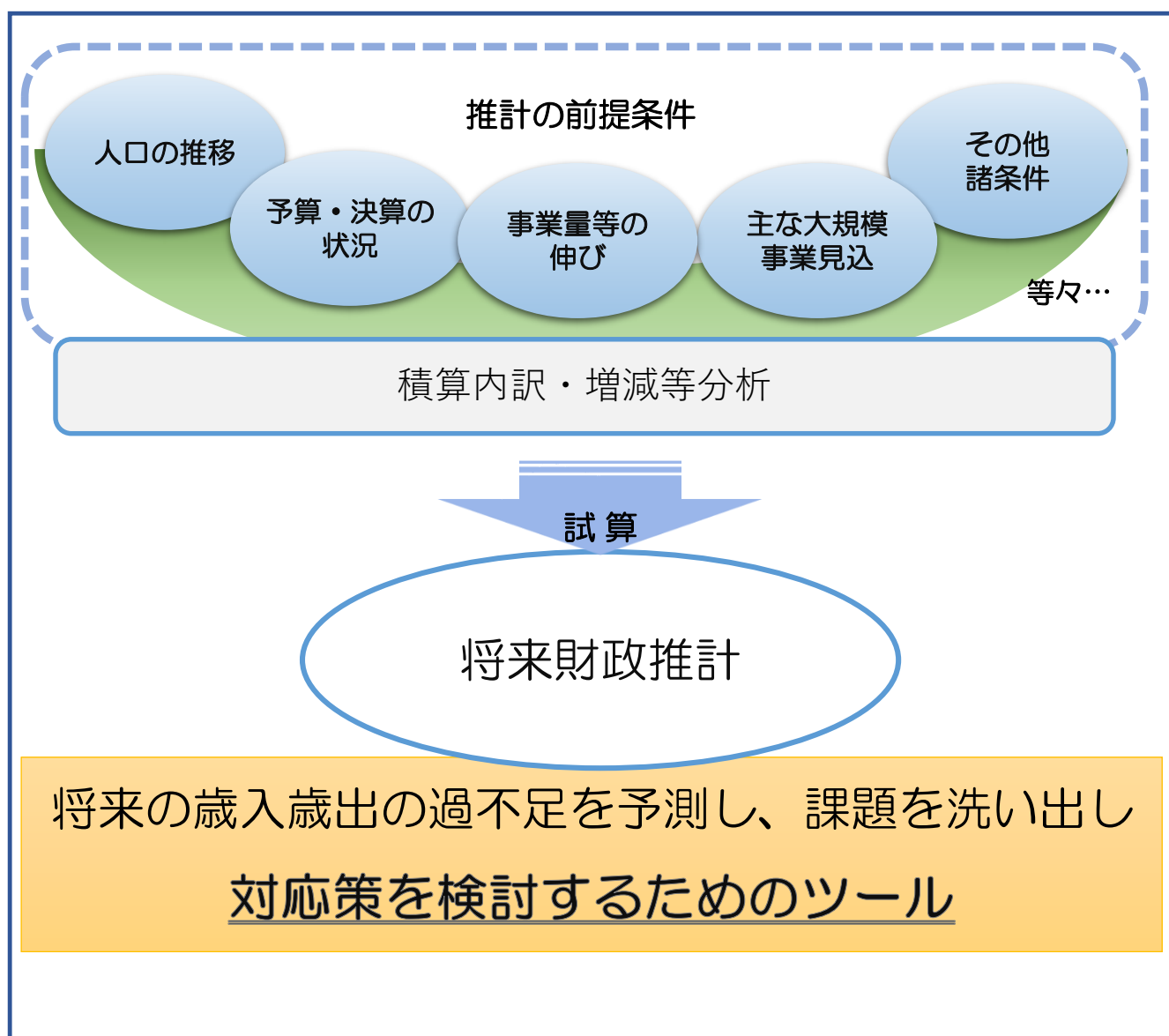
平成30年8月27日  
企画財政部 政策企画課



## (1) 将来財政推計とは

「将来財政推計」とは、過去の決算額や人口推計値などの諸条件を設定した上で、それらの内容の分析を行い、今後の歳入歳出額の推移を将来にわたって試算したものです。

ここから見えてきた課題を洗い出し、今後の行政需要に対応していくための方策を検討するためのツールであって、実際の予算編成とは異なります。



## (2) 将来財政推計(平成30年度版)について

平成28年度より作成している市の将来財政推計については、前年度の決算確定後に毎年度修正を行っているところですが、このほど平成29年度決算を反映し再度見直し修正を行いました。

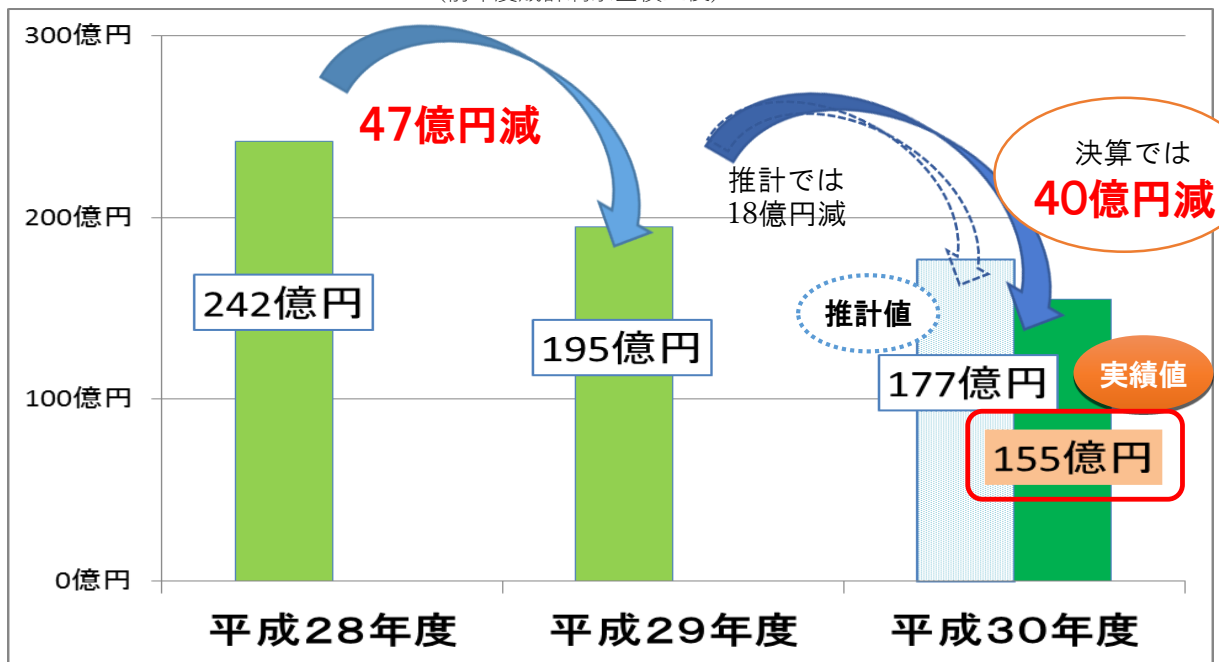
### 《主な見直し内容》

#### ①平成29年度決算額の反映

平成29年度決算額の確定により推計で想定していたよりも財源調整基金残高が減少

#### 《財源調整基金の残高》

(前年度歳計剰余金積立後)



#### ②推計前提条件の変更

- ・公債費について、近年における借り入れ条件や利率の実績等を参考に算出方法を見直し
- ・財源調整基金繰入金について、近年の決算状況(対予算収入率・執行率)を考慮し、基金残高の減少を抑えるための繰入額を設定(40億円/年)

#### ③新たな推計要因の反映

- ・会計年度任用職員制度開始に伴う支出増(平成32年度より約10億円/年)
- ・ふるさと納税に係る個人市民税控除見込額を反映(約9.8億円/年)
- ・国民健康保険事業特別会計繰出金について今後12年間で決算補填目的の法定外繰出金を解消することを前提に計上等



今後の財政は、昨年度に引き続き深刻な状況



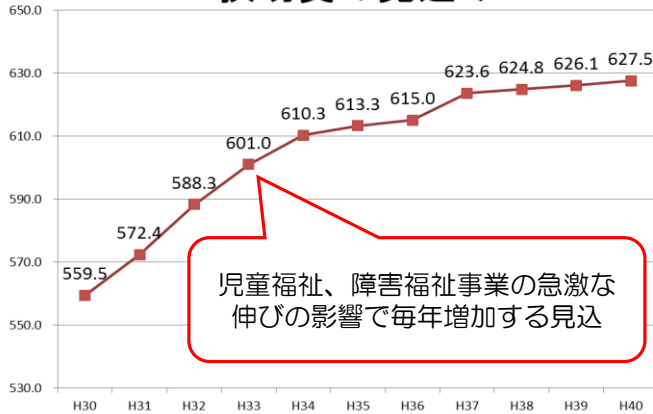
# 《今後10年間の財政見込み(平成31~40年度)》

※ 各年度の推計値は、将来人口推計における人口増減や予算・決算の状況、大規模事業の見込み等、諸条件を設定して算出したものであり、実際の予算額と一致するものではありません。

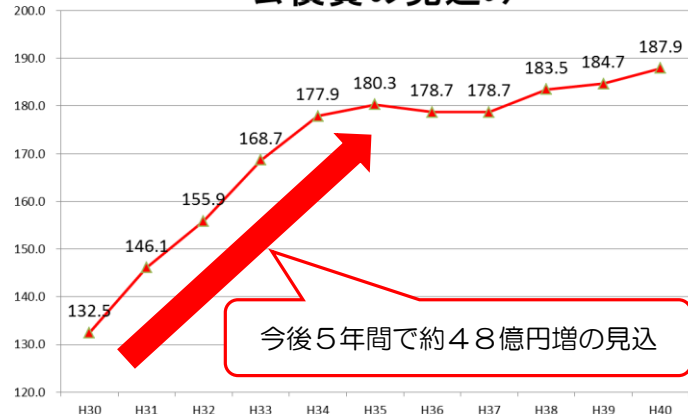
	(予算)	(推計)										
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
<b>歳入総額(A)</b>		2,064.9	2,085.3	2,027.8	2,014.5	2,061.0	2,083.1	2,053.9	2,096.4	2,070.0	2,056.0	2,072.7
市税		999.8	1,001.8	1,003.5	993.1	1,004.9	1,012.3	998.5	1,003.1	1,003.1	990.7	995.9
市の歳入の中心となる市税収入は、約1000億円程度で推移することが見込まれる												
国県支出金		475.0	480.0	461.0	463.3	468.0	469.5	470.8	483.9	476.3	477.5	475.7
財源調整基金繰入金		48.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
市債		194.5	205.8	138.5	122.5	151.1	161.9	147.2	169.5	146.7	139.0	151.7
その他		347.6	357.7	384.8	395.6	397.0	399.4	397.4	399.9	403.9	408.8	409.4
<b>歳出総額(B)</b>		2,064.9	2,121.2	2,061.1	2,054.5	2,109.9	2,149.1	2,112.1	2,149.9	2,126.7	2,126.4	2,123.8
人件費		356.1	356.4	365.4	364.0	362.0	371.2	365.2	365.8	361.1	368.4	361.2
扶助費		559.5	572.4	588.3	601.0	610.3	613.3	615.0	623.6	624.8	626.1	627.5
公債費		132.5	146.1	155.9	168.7	177.9	180.3	178.7	178.7	183.5	184.7	187.9
普通建設事業費		271.3	287.6	195.9	158.9	199.6	214.0	182.4	198.6	179.4	161.3	167.1
その他		745.5	758.7	755.6	761.9	760.1	770.3	770.8	783.2	777.9	785.9	780.1
<b>収支額 (A)-(B)</b>			△ 35.9	△ 33.3	△ 40.0	△ 48.9	△ 66.0	△ 58.2	△ 53.5	△ 56.7	△ 70.4	△ 51.1

会計年度任用職員制度による増  
(約10億円)

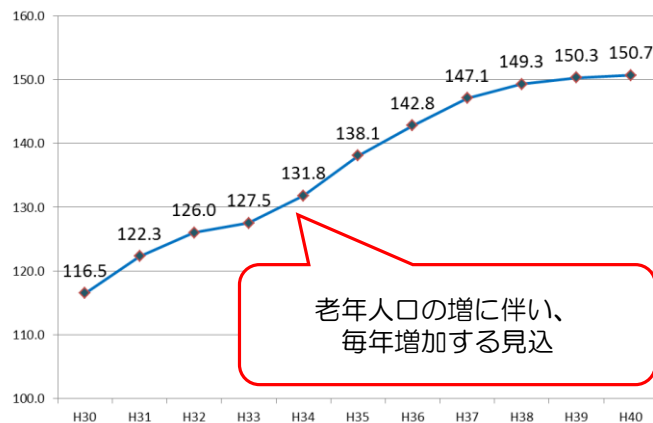
## 扶助費の見込み



## 公債費の見込み



## 介護保険・後期高齢者医療事業特別会計 繰出金の見込み



## 義務的経費の増大

財源調整基金を毎年40億円繰り入れた場合であっても、  
**毎年30億以上の収支差額(赤字)**  
が生じる

**歳入の確保、歳出の削減により**  
**約30~65億円の効果**  
を生み出す必要がある。

# (3) 今後の行財政改革の取り組み

将来にわたって安定的な財政運営を行うために、歳入の確保・歳出の削減により約30～65億円の効果を生み出す必要があります。

今後の取り組み

### 【歳入の確保に向けた検討】

- 市税等徴収率向上に向けた取り組み
- 使用料・手数料の見直し
- 下水道使用料・保育料の見直し
- 広告収入・余剰財産の貸付 など

### 【歳出の削減に向けた検討】

- 大規模事業の見直し・公共コスト縮減
- 市単独事業の削減
- 指定管理者制度の導入
- 事務事業の見直し など

事業の分析及び効果検証に  
早急に取り組み

平成31年度予算へ反映  
できるものは積極的に反映

短期・中期・長期の視点からの  
具体的取り組み案の策定  
(平成30年度中)

## 【参考】大規模事業による今後の影響値を測定するための試算 (大規模事業のうち、現在未着手の事業を積算しない場合の推計値)

	(予算)	(推計)									
	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
歳入総額(A)	2,064.9	2,085.2	2,026.2	2,008.3	2,057.9	2,056.8	2,040.7	2,059.5	2,026.0	2,022.8	2,026.1
市税	999.9	1,001.8	1,003.5	993.0	1,004.9	1,012.4	998.5	1,003.1	1,003.1	990.7	995.8
国県支出金	475.0	479.9	460.9	459.3	463.6	464.5	466.4	474.5	463.1	463.6	465.1
財源調整基金繰入金	48.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
市債	194.5	205.9	137.0	120.3	144.6	130.7	130.2	137.3	111.8	118.2	116.3
その他	347.5	357.6	384.8	395.7	404.8	409.2	405.6	404.6	408.0	410.3	408.9
歳出総額(B)	2,064.9	2,124.1	2,062.2	2,050.4	2,098.8	2,102.8	2,084.0	2,097.2	2,051.1	2,066.2	2,053.7
人件費	356.1	356.4	365.4	364.1	361.1	369.2	361.6	360.5	355.8	363.1	355.9
扶助費	559.5	572.4	588.3	601.0	610.4	613.3	615.0	616.1	617.3	618.6	620.0
公債費	132.5	146.1	155.9	168.7	177.9	180.2	178.3	177.8	180.7	179.4	180.5
普通建設事業費	271.3	287.2	193.6	151.4	186.0	166.5	154.9	157.0	116.9	116.7	114.6
その他	745.5	762.0	759.0	765.2	763.4	773.6	774.2	785.8	780.4	788.4	782.7
収支額 (A)-(B)		△ 38.9	△ 36.0	△ 42.1	△ 40.9	△ 46.0	△ 43.3	△ 37.7	△ 25.1	△ 43.4	△ 27.6
(再掲) 予定した大規模事業を全て実施した場合の財政見込み		△ 35.9	△ 33.3	△ 40.0	△ 48.9	△ 66.0	△ 58.2	△ 53.5	△ 56.7	△ 70.4	△ 51.1

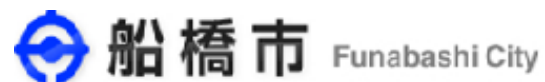
直近3か年は影響小(※)

大規模事業が本格化するH34以降に収支差額が拡大

※収支が逆転するのは、将来の公債費の増高に対応するための減債基金の運用方法(積立・取崩)が異なるため。

①大規模事業の実施については、**後年度の公債費への影響が非常に大きい**ため「将来にわたって持続可能な財政運営」という視点から検討していく必要がある

②ただし直近3か年程度の傾向には影響が小さいほか、現在の深刻な財政状況を乗り切るためには大規模事業の見直しだけでは収支差額を埋めることはできないため、**財源捻出をするための取り組みが必要**



平成30年度第2回 船橋市行財政改革推進会議

# 学校規模の適正化と現状について

平成30年8月27日  
教育委員会管理部教育総務課

## 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等における変遷

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することなど、社会性を高める役割が求められることから、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいとされる。



年	要 旨
昭和32年	「学校統合の手引」を作成。
昭和33年	小・中学校における学校規模の標準、適正配置などを設定。
昭和48年	地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置するほうが好ましい場合もあることなどを明記。



近年の少子高齢化等を背景に、教育的な視点における少子化に対応した活力のある学校づくりのための方を継続的に検討・実施することが求められている。



文部科学省において、「**公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引**」を策定(平成27年1月27日)

## 手引の要旨

### ①学校規模の適正化

法令上標準が定められている学級数(12学級以上18学級以下)に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる。

### ②学校の適正配置

通学距離について、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内が一般的であり、通学時間は「おおむね1時間以内」を一応の目安とする。

### ③学校統合に関して留意すべき点

学校統合の検討においては、保護者の声を重視しつつ、地域住民や学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解・協力を得ながら進めていくことが大切。

### ④小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

小規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるような、小規模校の良さを生かす方策、課題を緩和する方策を提示。

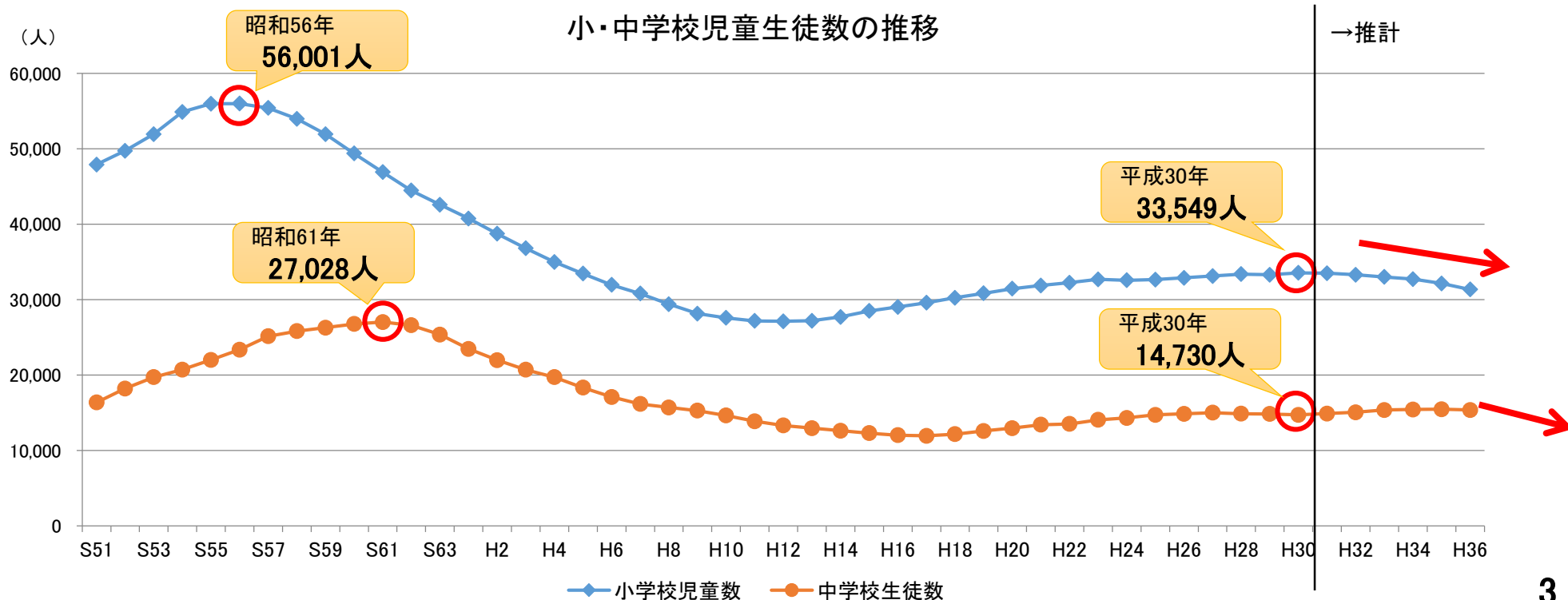
### ⑤休校した学校の再開

地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校の再開に向けた工夫、再開後の小規模校の活性化などを提示。

# 学校規模の適正化について

## 小・中学校の児童生徒数推移と今後の見通しについて

児童生徒数は、昭和50年代後半から60年代初めを頂点として減少した後、小学校は平成12年、中学校は平成17年を境に再び増加に転じ、現在に至っています。小学校は平成31年から緩やかに減少するものと見込んでおり、船橋市人口ビジョンの推計から、減少は続くものと考えられます。また、中学校は小学校から数年遅れて同様の経過をたどる傾向であることから、近い将来、減少に転じるものと考えております。



## 学級編制と学校規模の分類

本市は、千葉県教育委員会において、小学校第2・第3学年及び中学校第1学年で35人学級を、小学校第4から第6学年及び中学校第2・第3学年で38人学級を編制することが可能としていることから、これに準じた学級編制を行っています（弾力的運用）。

また、学校規模は、12～24学級を標準規模とし、これ以外の学校について、以下のとおり分類しています。

### 小・中学校の基本的な学級編制基準

学校	学年	国	県(弾力的運用)
小学校	第1学年	35人	—
	第2学年		35人
	第3学年	40人	
	第4～第6学年		38人
中学校	第1学年		35人
	第2学年	40人	
	第3学年		38人

### 学校規模の分類

過小規模校	小学校 5学級以下	全学年に学級を作ることができないため、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校
	中学校 2学級以下	
小規模校	小学校 6～11学級	各学年の学級数が少なく、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
	中学校 3～11学級	
標準規模校	小・中学校 12～24学級	教育課程の編成・実施に際し、標準と考えられる規模の学校
大規模校	小・中学校 25～30学級	各学年の学級数がやや多く、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
過大規模校	小・中学校 31学級以上	各学年の学級数が多く、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校



## 標準とする学校規模と期待される効果

標準とする学校規模		期待される効果の例
小学校	12～24学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なクラス替えが可能。</li> <li>・学年内での課題別指導や個に応じた指導が充実できる。</li> <li>・切磋琢磨する機会を増やし、社会性を育むことができる。</li> </ul>
中学校		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なクラス替えが可能。</li> <li>・学年内での課題別指導や個に応じた指導が充実できる。</li> <li>・より多くの部活動を設置することができ、生徒の個性に応じた活動が選択できる。</li> <li>・教科担任制であるため、各教科において複数名の教科担当者が配置できるなど、組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなる。</li> <li>・切磋琢磨する機会を増やし、社会性を育むことができる。</li> </ul>



## 適正規模化に向けた基本方針

本市教育委員会では、適正な学校規模による望ましい学校配置の実現のため、平成17年8月に「船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、学校規模に応じて以下の基本方針に基づき、通学区域の見直しや学校の統合等に取り組んできました。

学校規模	基本方針
<b>【過小規模校】</b> 小学校5学級以下 中学校2学級以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推計において、過小規模の状況が継続すると見込まれる場合                ⇒通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、<b>具体的な対応策を講じる。</b>                (例：H19.4 高根台第一小学校と高根台第三小学校を統合)</li> </ul>
<b>【小規模校】</b> 小学校6～11学級 中学校3～11学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推計において、今後、過小規模となることが継続的に見込まれる場合、単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合                ⇒通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、<b>望ましい対応策について検討を始める。</b>                (例：H30.7 第2回金杉台中学校の今後を考える会を開催)</li> </ul>
<b>【大規模校】</b> 小・中学校 25～30学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推計において、今後、過大規模となることが継続的に見込まれる場合                ⇒分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、<b>望ましい対応策について検討を始める。</b></li> </ul>
<b>【過大規模校】</b> 小・中学校 31学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推計において、過大規模の状況が継続し、又は更に拡大し、かつ、教育環境が著しく損なわれることが見込まれる場合                ⇒分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、<b>可能な対応策を講じる。</b>                (例：H24.4 葛飾小学校の通学区域を変更)</li> </ul>

## 適正化を検討する際の留意点

主な対応策	留意点
通学区域の変更・弾力化	周辺校への影響、地理的歴史的背景、小中学校のつながり
分離新設	将来的な少子化、都市部における用地取得の困難さ
統合	<p><b>【視野に入れる地域・学校】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模校が複数隣接する地域</li> <li>小規模化の進行が著しく、早急な対応が必要な学校</li> </ul> <hr/> <p><b>【既存施設の活用及び統合後の旧学校施設の活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、増改築等を行わず、既存の学校施設を活用</li> <li>旧学校施設は、教育的視点に加え、地域ニーズにも配慮した活用</li> </ul>

## その他の留意点

### 【教育環境】

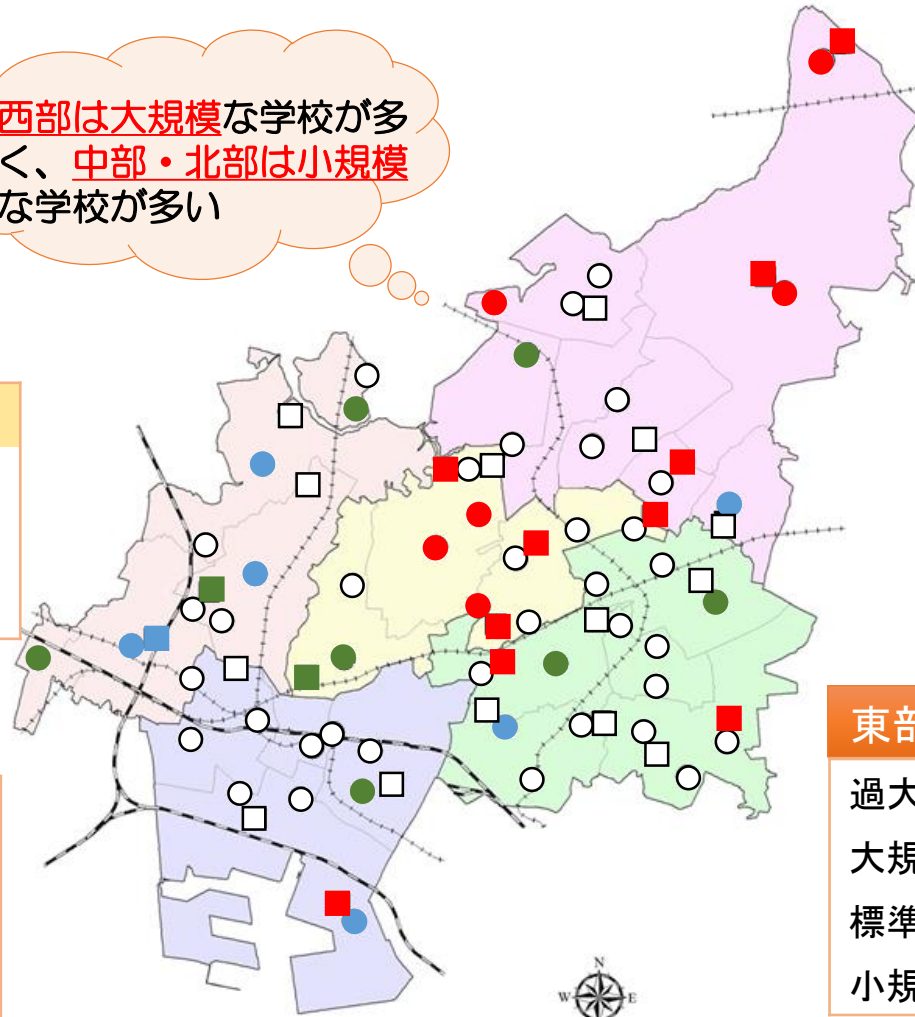
余裕教室数、特別教室数、運動場面積、特別支援学級・通級指導教室の開設状況 等

# 学校の現状について

## 5ブロック別の学校規模 (平成30年5月1日時点の児童生徒数より)

	小学校	中学校
過大規模校	●	■
大規模校	●	■
標準規模校	○	□
小規模校	●	■

西部は大規模な学校が多く、中部・北部は小規模な学校が多い



### 西部

過大規模校	小:3	中:1
大規模校	小:2	中:1
標準規模校	小:4	中:2
小規模校	小:0	中:0

### 北部

過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:1	中:0
標準規模校	小:6	中:3
小規模校	小:3	中:3

### 中部

過大規模校	小:0	中:0
大規模校	小:1	中:1
標準規模校	小:6	中:1
小規模校	小:3	中:4

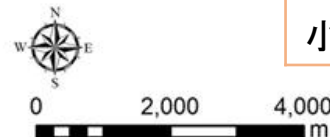
### 南部

過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:1	中:0
標準規模校	小:8	中:3
小規模校	小:0	中:1

### 東部

過大規模校	小:1	中:0
大規模校	小:2	中:0
標準規模校	小:11	中:5
小規模校	小:0	中:2

※本市に過小規模校はありません



## 普通教室として使用可能な教室数と残教室数(5ブロック別)

教育委員会では、児童生徒数の増加や学級編制基準の引下げによる学級数の増加により、教室不足となる学校が発生しないよう、児童生徒数推計を作成するとともに、各学校における普通教室として使用できる教室数(使用可能教室数)を把握しています。

ブロック	区分	学校数	普通教室として使用可能な教室数		1校平均	
			うち、普通教室数	うち、残教室数		
南部	小学校	10	250	217	33	3.3
	中学校	4	74	66	8	2.0
西部	小学校	9	272	230	42	4.7
	中学校	4	108	95	13	3.3
中部	小学校	10	231	146	85	8.5
	中学校	6	127	83	44	7.3
東部	小学校	14	384	286	98	7.0
	中学校	7	152	118	34	4.9
北部	小学校	11	285	191	94	8.5
	中学校	6	114	66	48	8.0
合計		81	1,997	1,498	<b>499</b>	<b>6.2</b>

※ 普通教室数は平成30年5月1日時点の普通学級数

※ 使用可能教室数は、教育総務課にて算出した数字です。  
各学校とは協議していません。

普通教室として使用可能な教室のうち、**約25%**を占める

(学校において必要と考える室が含まれている場合があります。そのため、残教室数が、そのまま、いわゆる余裕教室となるものではありません。)

## 学校に必要と考える室と余裕教室について

### 船橋市の教室等

#### 国基準(※1)

- ✓ 普通教室  
(特別支援学級含む)
- ✓ 特別教室  
(図書室、理科教室 等)
- ✓ 管理関係室  
(保健室、校長室、職員室 等)

#### 本市の政策上 必要と考える室

- ✓ 不登校支援室
- ✓ 放課後子供教室  
(小学校)
- ✓ ランチルーム  
(中学校)
- ✓ PTA会議室

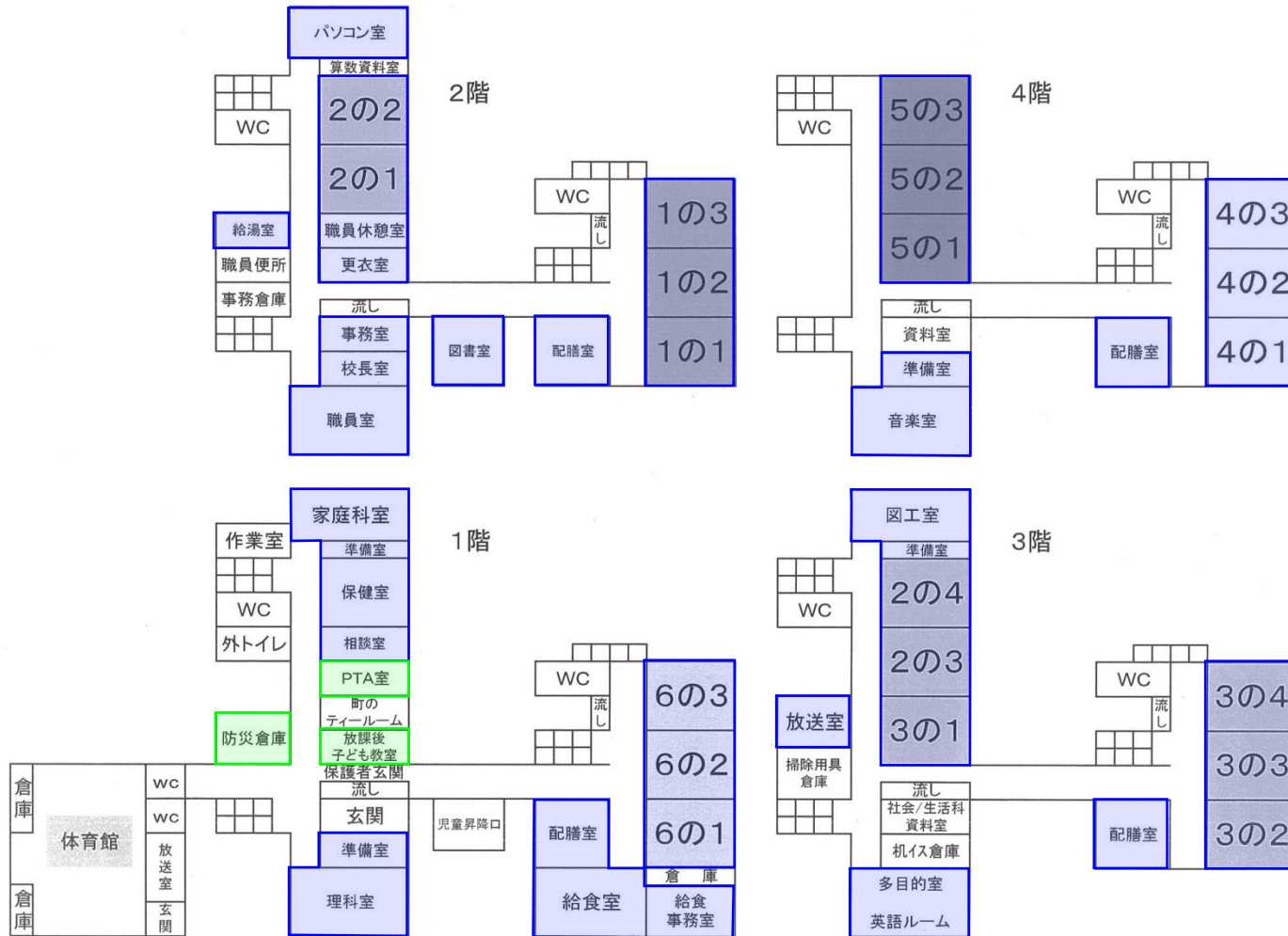
#### 余裕教室(※2)

- ✓ 学級数の変動に対応するための教室
- ✓ 学校経営や教育活動等の授業以外で利用する室

※1:国基準の教室の分類は、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(平成18年文部科学大臣裁定)、及び学校教育法第三条に基づく小学校設置基準、中学校設置基準による。

※2:余裕教室は多目的室、会議室、資料室などとしての利用が多い。

# 余裕教室がない小学校の事例



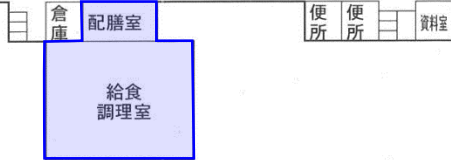
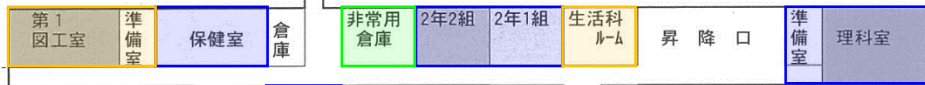
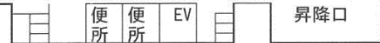


# 余裕教室が複数ある小学校の事例

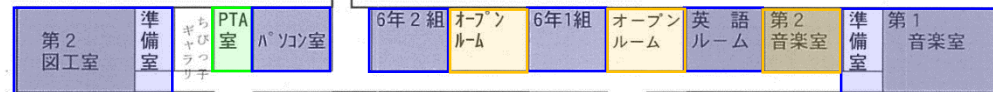
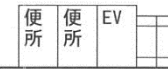
1階

## グラウンド

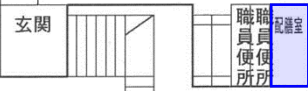
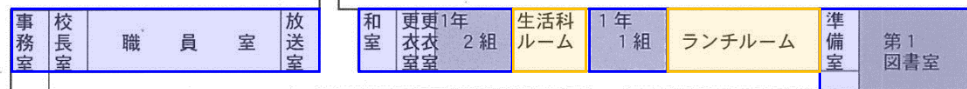
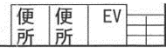
体育館



3階



2階

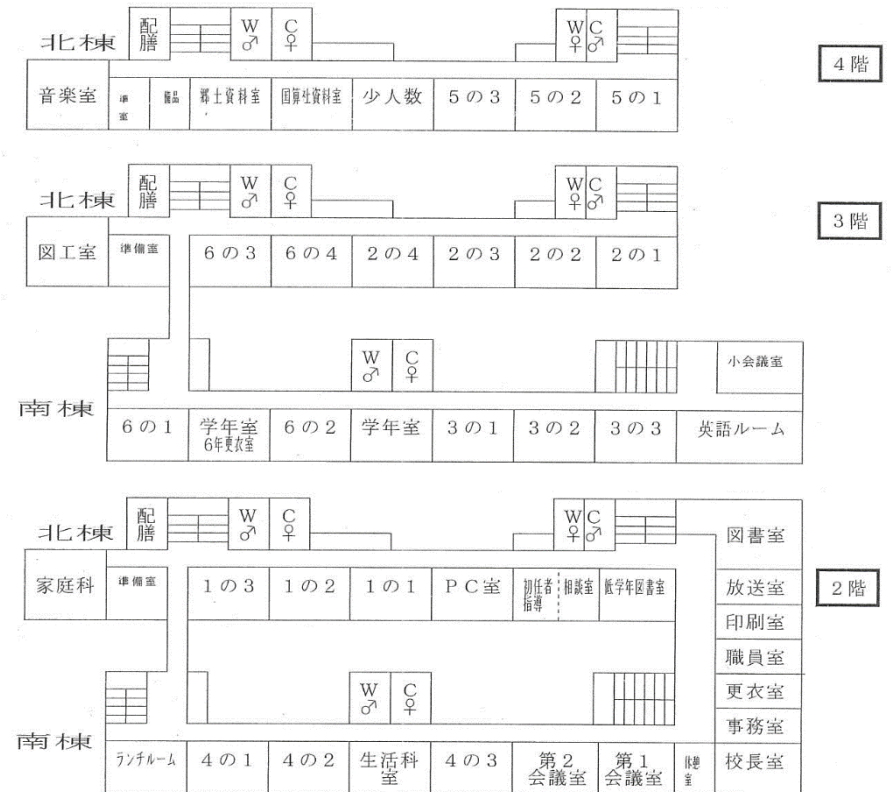


実際に複合化している小学校の事例



平成30年度船橋市立三山小学校教室配置図

2018.4.2







平成30年度第2回 船橋市行財政改革推進会議

## 会計年度任用職員制度について

平成30年8月27日  
総務部 職員課

# 1. 会計年度任用職員制度の概要

# 地方公務員の臨時・非常勤職員の現状

## 現状

- 地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加傾向。  
(平成17年4月現在は約45万人)
- 窓口事務、内部事務及び各施設等様々な分野で活躍し、地方行政の重要な担い手である。
- 従来制度が不明確であり、地方公共団体によって、任用・勤務条件に関する取扱いが区々であるため、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められている。

## 会計年度任用職員制度の導入（平成32年4月～）

～地方公務員法の改正～

①一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化。

⇒一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。

②特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員制度への必要な移行を図る。

～地方自治法の一部改正～

③会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備。

# 臨時・非常勤職員と会計年度任用職員の違い

	移行後の会計年度任用職員	
	フルタイム	パートタイム
勤務時間	7時間45分/日 38時間45分/週 (常勤職員の勤務時間と同一)	常勤職員の勤務時間未満
任用期間	1会計年度内を超えない範囲 (再度任用可)	1会計年度内を超えない範囲 (再度任用可)
昇給	有	有
条件付採用	1月(採用後1月間の勤務日数が15日未満の場合、15日に達するまで)まで*最長で任期の末日まで	1月(採用後1月間の勤務日数が15日未満の場合、15日に達するまで)まで*最長で任期の末日まで
給付	給料、旅費、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、 <b>期末手当(6ヵ月以上任用の場合)</b> 、退職手当(常時勤務が月18日以上6ヵ月以上)、特殊勤務手当等の職務給的な手当、地域手当、特地手当、へき地手当	報酬、費用弁償、 <b>期末手当(6ヵ月以上任用の場合)</b>  *時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を支給

現行の臨時・非常勤職員	
臨時職員	非常勤職員(一般職)
制限なし(常勤と同様も可)	週35時間以内
6か月以内(更新1回)	1会計年度以内(再度任用可)
無	無
無	無
賃金(通勤費含む)、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当	報酬(時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬を含む)、費用弁償

※参考(移行後の会計年度任用職員)：平成29年8月総務省自治行政局公務員部「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」

# 手当の支給・昇給について

## 期末手当支給の考え方

- ・対象者は任期が6カ月以上を目安とする。
- ・期末手当基礎額、期別支給割合及び在職期間別割合の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める。

## 昇給の考え方

### 同一労働同一賃金ガイドライン案より

- ・昇給について、勤続による職業能力の向上に応じて行おうとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同様に勤続により職業能力が向上した有期雇用労働者又はパートタイム労働者に、勤続による職業能力の向上に応じた部分につき、同一の昇給を行わなければならない。

### 会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルより

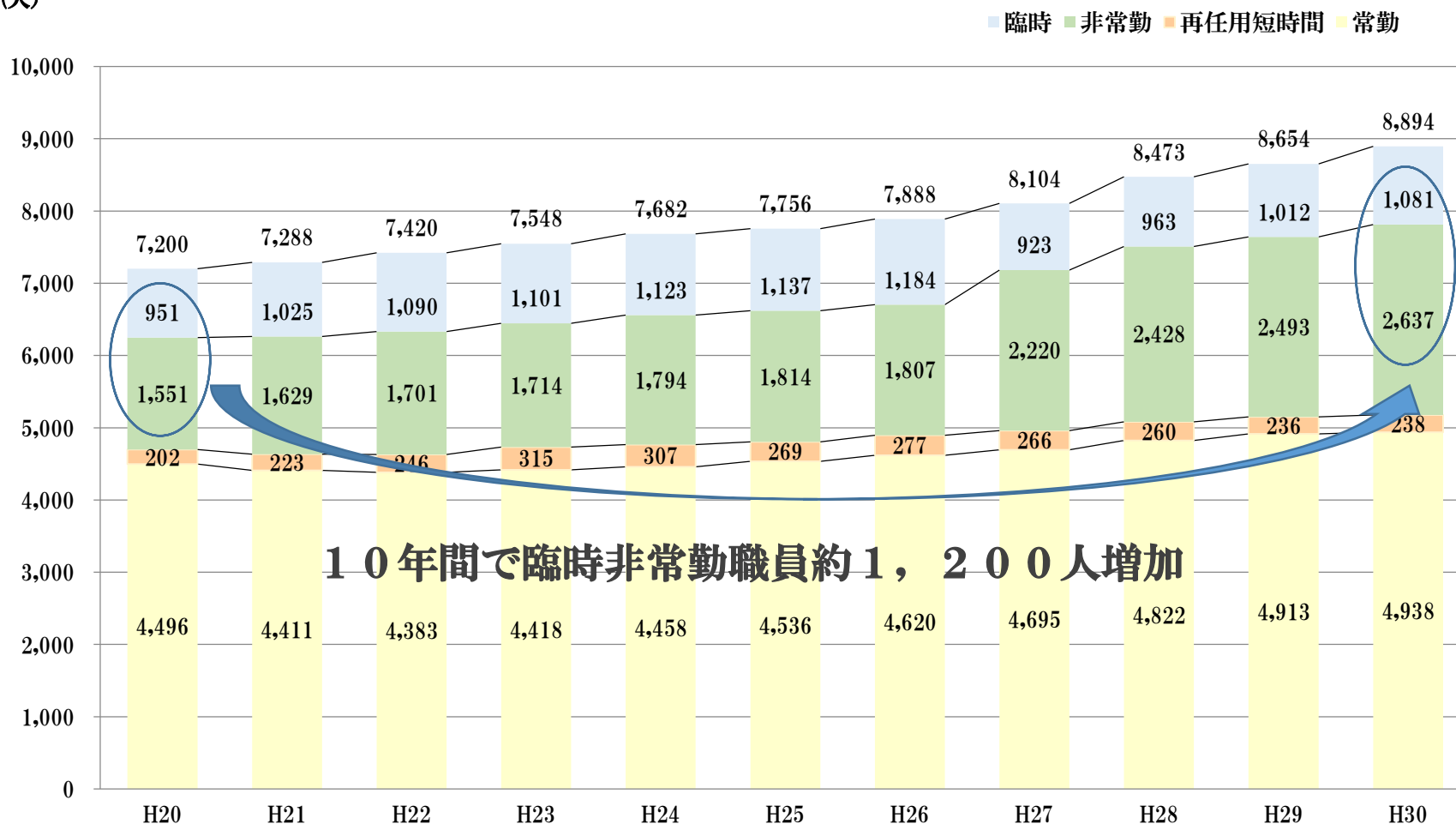
- ・「同一労働同一賃金ガイドライン案」の考え方を踏まえ、会計年度任用職員の再度任用時の給与決定に当たっては、常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮することが適当。

新たな財政負担が生じることになる。  
※ただし、詳細な制度設計は現在検討中

## 2. 船橋市の現状

# 一般職の職員推移(任用形態別)

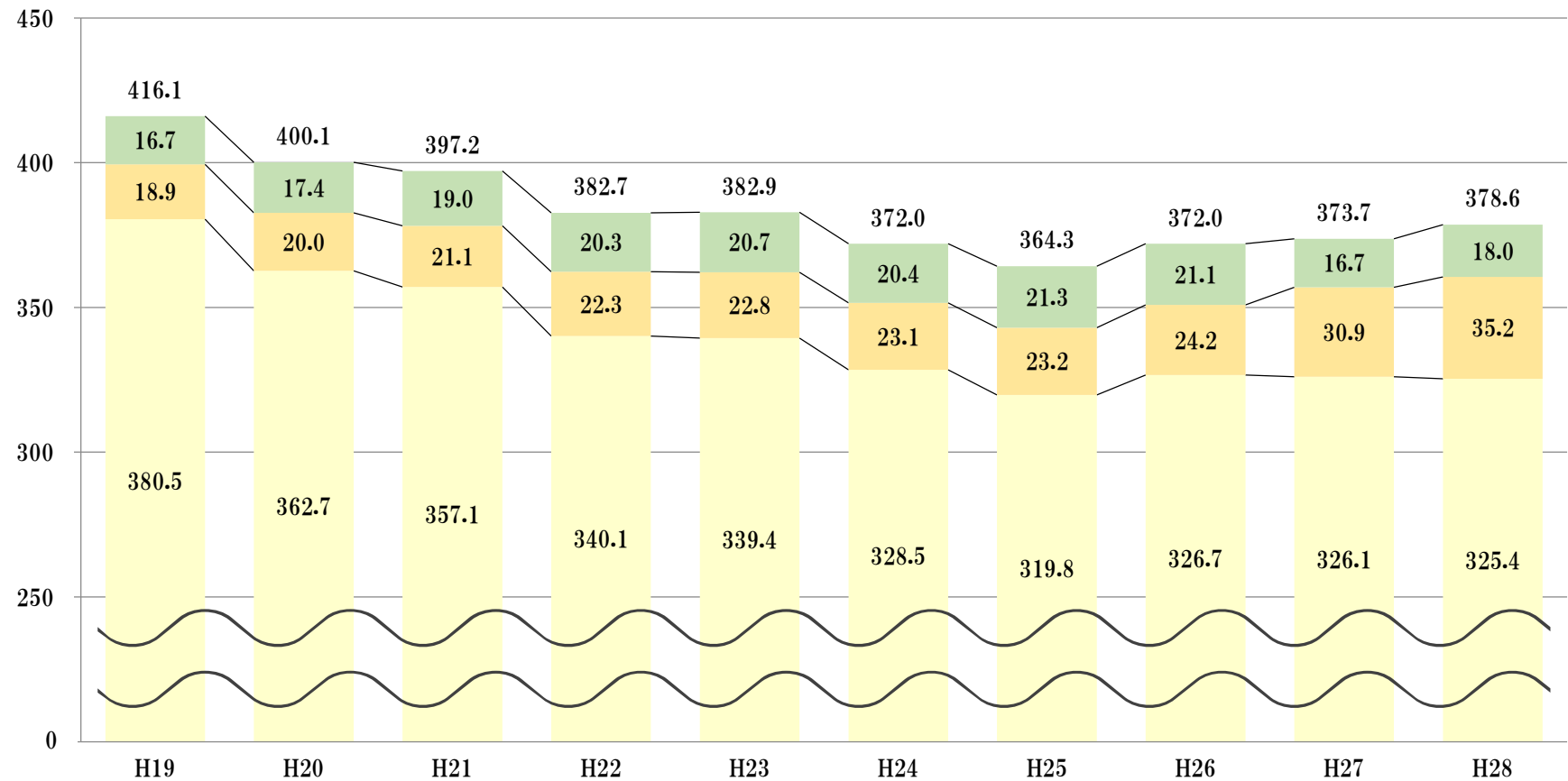
(人)



# 一般職人件費の推移(一般会計・決算)

(億円)

合計 ■ 臨時職員 ■ 非常勤職員 ■ 常勤職員



※臨時職員の賃金は物件費



## 臨時・非常勤職員が多い所属

所属名	常勤	再任用短時間	非常勤一般職	臨時	非常勤+臨時
地域子育て支援課 放課後ルーム	0		452	85	537
公立保育園管理課 保育園	697	11	50	414	464
教育総務課 放課後子供教室	0		182	98	280
公民館 (26)	69	11	246	1	247
小学校 (54)	85	9	102	76	178
戸籍住民課	61	4	63	71	134
総合教育センター	17	1	42	73	115
医療センター 看護局	505		89	15	104
中学校 (27)	31		72	21	93
地域子育て支援課 児童ホーム	39		88	3	91
障害福祉課	57		61	5	66
医療センター 診療局各科	195	1	58	5	63
介護保険課	49		56	2	58
指導課	18		46	1	47
国民健康保険課	54		43	2	45
医療センター 医事課	16	1	36	6	42
市民税課	43		8	33	41
文化課 埋蔵文化財調査事務所	10		18	22	40
西図書館	25	4	40		40
療育支援課 こども発達相談センター	17	1	36	1	37

※ 平成30年4月1日時点で、非常勤一般職と臨時職員の職員数の合計が多い上位20所属。

# 3. 会計年度任用職員制度への移行 にあたっての対応

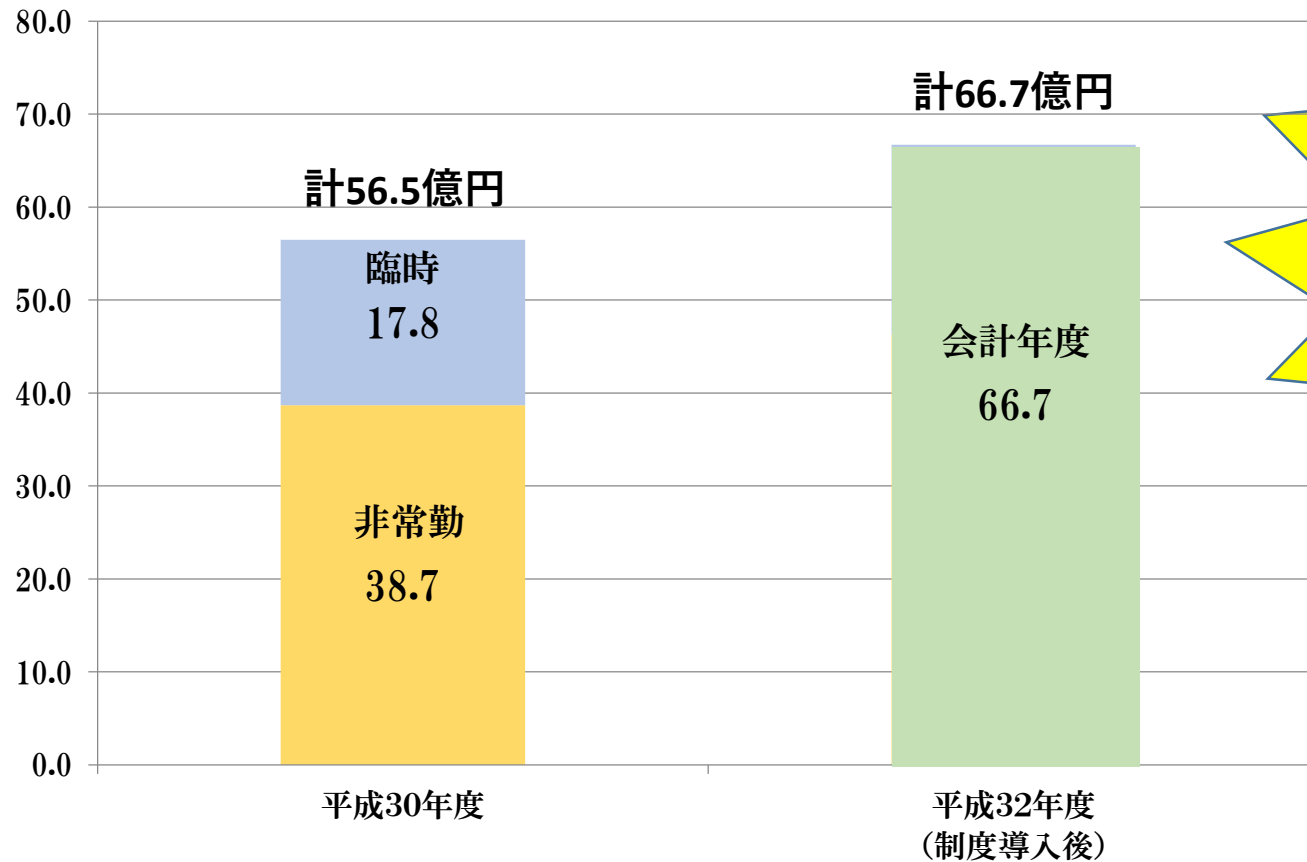
# 移行にあたっての課題

項目	全国的な課題	船橋市の現状	今後の対応
人事当局による任用根拠・勤務実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課で独自に任用を行うことで、市全体の臨時・非常勤職員の実態把握ができていないケースが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどは、人事主管課(職員課・教育総務課・医療センター総務課)で採用・配置を行っているため、市全体の臨時・非常勤職員の実態把握は済んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体として、統一的な取扱いとなるよう、今後も必要な連絡・調整を行っていく。</li> </ul>
適正な任用根拠の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職として任用されるべき者が特別職として任用されているケースが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前より、事務パート等ほとんどの職種を一般職として任用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正法の要件に該当しない特別職については、会計年度任用職員へ移行予定。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度以降、臨時的任用職員は、常勤職員が欠けた場合に、本格的業務を行う者に限定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の職場を除き、1年以内に終了予定の補助的業務を行う者として任用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助的業務を行う臨時的任用職員については、会計年度任用職員へ移行予定。</li> </ul>
簡素で効率的な人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の臨時・非常勤職員を漫然と会計年度任用職員に移行すべきではなく、ICTの活用・民間委託の推進等を進めるべきとされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年代初頭から20年代初頭にかけて、業務の切り分け等を行った上で、常勤職員を削減し、臨時・非常勤職員の増員で対応してきた。</li> <li>平成27年4月1日現在、市全体の職員数に占める、臨時・非常勤職員の割合は44%と、比較可能な中核市33市中3位である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICTの活用・アウトソーシング(指定管理者制度・民間委託)について検討を行う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員に期末手当等が支給されると新たな財政負担が生じる。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な常勤職員の増員は困難。</li> </ul>	

※水色の項目は概ね本市では対応が進んでいる項目。

# 会計年度任用職員制度導入後の人件費の推移

単位（億円）



**期末手当等の支給により、約10億円の増**

**財政負担増への対応が必要。**

※臨時・非常勤職員については職員数に増減がなく、全て会計年度任用職員に移行したものとして算出。

※期末手当支給額=期末手当基礎額×期別支給割合×在職期間別割合。

# 簡素で効率的な人員配置に向けた本市の取組み

**職務内容を精査しつつ、以下の点にも留意しながら会計年度任用職員制度への移行を図っていく。**

項目	先進ICTの活用	民間委託の検討	指定管理者制度の導入検討
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPA(※1)等の導入に向けて、21課でフロー図を作成し、うち13課で実証実験を行う予定。</li> <li>※民間委託や指定管理者制度に比べ、細かい作業単位での業務の効率化が可能であることから、活用について検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属の業務の民間委託化の可能性について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・39種類の施設について、WGを設置し、導入可能性を調査・検討</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPAをスモールスタートで導入する。</li> <li>・RPAを使える人数を増やし、全体的な活用を目指す。併せて、RPAで行えるものがないか検討する。</li> <li>・業務の効率化を目指し、職員のクリエイティブワークへのシフト、さらには、人員配置の再考を行う。</li> <li>・AI(※2)については、今後具体的な活用方法を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員の負担軽減、サービスの質の向上、専門的なノウハウの活用、コストメリット等を考慮し、検討を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス水準、職員配置の見直し、管理運営費の削減、その他の管理運営手法との比較により導入効果の検証等を行い、導入を検討していく。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RPAの作業は定型的なものに限られる。</li> <li>・全体的な業務量のうち、RPAで処理できる定型的な業務の数により、費用の削減効果変動する。</li> <li>・最終的な成果物の確認は、職員が行う(RPAに責任は取れない)こととなり、職員が不要となるわけではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の臨時・非常勤職員が行っている業務を委託化した場合の費用のコスト増が、会計年度任用職員へ移行し期末手当等が支給された場合のコスト増を上回る可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特性により、施設を指定管理した場合でも、市職員が行わなければならない事務が残ることがある。</li> <li>・指定管理導入後の専門職の配置先を確保する必要がある。</li> </ul>

※1 人が端末で行う定型的作業を、ソフトウェアにより自動実行させる仕組み。

※2 人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピューターを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。